

# 精華町教育委員会会議 議事録

令和7年（第2回）

1 開 会 令和7年2月25日(火) 午後3時30分  
閉 会 令和7年2月25日(火) 午後5時50分

2 場 所 精華町役場 3階 301会議室

3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 高岡委員  
麻生委員 久保委員

4 欠席委員 なし

5 出席事務局職員

松井教育部長 有城総括指導主事  
田原学校教育課長  
川畑学校教育課担当課長(防災食育センター長)  
小笠原生涯学習課長  
上野生涯学習課担当課長(図書館長)  
平井学校教育課課長補佐

6 傍聴者 1名

7 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第2回教育委員会会議の開会を宣言。

(2) 第1回教育委員会会議議事録について

教育部長から令和7年第1回教育委員会会議の議事録について説明。

**【採 決】**

・全員承認

(3) 教育長報告事項

2月6日、山城地方教育委員会連絡協議会の研修会が文化パーク城陽で開

催され、京都府教育委員会の学校教育課長と文化庁文化財鑑査官が講師を務められた。

2月9日午前に開催予定だった山城総合運動公園での南京都少年野球大会は天候不順で中止になった。同日午後は京都府モラロジー協議会主催の第12回「家族のきずな」作文発表会が京都府立けいはんなホールで開催された。

2月13日、小・中学校の特別支援学級と南山城支援学校の小学部、中学部の卒業生を送る会が、今年もオンラインで開催された。

2月16日、「少年の主張」相楽大会がかしのき苑で開催され、精華町からは小学生1名、中学生1名が参加した。

#### (4) 議決事項

議案第3号 令和6年度精華町議会定例会3月会議提出議案に係る意見聴取について（令和7年度精華町一般会計予算）

教育部長 【提案説明】

令和7年度当初予算における教育費の歳出総額については23億2,170万円であり、前年度予算額が17億5,966万3,000円だったので、5億6,203万7,000円、約24.2%の増額となっている。

本町全体の予算額については183億7,000万円であることから、町全体の予算額に占める教育費の割合は約12.6%で、前年度が約10.8%であったことから1.8%程度の増加となっている。

特に、第2回総合教育会議で委員の皆さんからいただいたご意見に関する部分を中心に説明させていただく。

まず、学校教育課の関係では、教職員の働き方改革、負担軽減の観点からも重要な、学校現場において各種業務を担っていただく町単費で配置する会計年度任用職員の人件費等の状況について申し上げる。

別室登校者対応指導員については、現在小学校3校に未配置だが、令和7年度は小・中学校8校全てに配置することとして予算を計上している。

医療的ケア看護師については、令和7年度から新たに対

象児童が川西小学校に1名、精北小学校に1名入学される見込みであることから、看護師間の連携を取ることも視野に、現在の1名に加えて新たに2名の看護師を配置することとして予算を計上している。

部活動指導員については、令和5年度で終了した府費による指導者の配置時間数を補うために、町費による部活動指導員の配置時間数の増に係る予算を増額計上している。

水泳授業の外部委託については、令和7年度は試行的に小学校1校で実施することとして委託料357万3,000円を新規計上した。試行実施により課題点の洗い出しを行い、今後の実施校の拡大を検討していきたいと考えている。

GIGAスクール構想のタブレット端末の更新については、当初は購入による更新を実施することで検討していたが、財政部局との協議の結果、購入ではなくリース契約により実施することとして、小学校、中学校別々に賃借料として必要な予算を新規計上した。あわせて、令和12年度までの債務負担行為として6年間で総額2億3,072万6,000円を設定する。

小・中学校体育館の空調設備の整備については、令和7年度で小・中学校各1校で設計業務を実施することとして、それぞれ490万円を新規計上した。

学校給食の関係では、食材費の高騰に対応するため、学校給食の1食当たりの単価を各10円増額することとし、それに対応した賄い材料費予算を確保した。なお、増額により小学校については1食当たり280円、中学校については330円を予定している。

次に、生涯学習課の関係では、体育施設等運営事業で、むくのきセンター体育館の天井耐震改修等工事に係る費用として工事監理業務委託料680万円と、工事費2億2,020万円を新規計上し、また、アリーナを除く施設の空調設備の更新に係る設計業務の委託料として520万円を新規計上した。

また、防災受援施設整備に向けた工事に着工していくこととして、第1期工事分2億7,600万円を新規計上している。なお、令和7年度と令和8年度で実施するこの第1期工事の事業費総額は7億4,000万円で、2か年にわたるため継続費の設定を行っている。

続いて、その他の事業に関する予算について、各課長から追加で説明させていただく。

学校教育課長

学校教育課の予算では、スクールロイヤーの業務委託料を13万5,000円計上している。学校における子どもや保護者をめぐる事案対応について、訴訟等に発展しないよう初期対応の段階から、弁護士の法的観点からの助言等を受けるため、弁護士と業務委託を締結する。法務相談を行える体制を整えることで速やかな問題解決につながることや、教職員の負担軽減が図られることが期待される。なお、当初予算への計上は令和7年度からだが、既に令和6年7月から業務委託を行っている。

次に、現在、小・中学校のトイレ洋式化等改修工事を実施しており、未実施の精華台小学校と精華西中学校のトイレ改修設計業務の委託料として、小学校管理運営事業で900万円、中学校管理運営事業で900万円を計上している。工事は令和7年度と8年度の2か年計画で実施する予定としている。これをもって町内の小・中学校については全て洋式化等改修工事が終了となる。工事費は国の補正予算を活用し、令和6年度補正予算として別途計上している。

学校教育課担当課長  
(防災食育センター長)

給食管理運営事業、防災食育センター管理運営事業、小中学校給食事業に関する内容から説明させていただく。

令和6年度末をもって給食調理員1名が定年退職を迎えるにあたり、令和7年4月から正規職員の給食調理員1名を雇用する予定となっている。給食調理員は、小学校各校に正規職員が1名、正規職員を補佐する形で月額任用の会計年度任用職員が1名ずつ配置されている。また、各校の調理食数に応じて会計年度任用職員を複数名配置している。現在、正

規職員を含む職員数は、精北小学校4名、川西小学校5名、山田荘小学校4名、東光小学校6名、精華台小学校5名で、合計24名の調理員で実施している。

なお、防災食育センターの調理配送等業務については株式会社東洋食品に委託して実施しており、町職員としての調理員の配置はしていない。

給食管理運営事業については、小学校給食施設の修繕や大型備品の購入予算を計上し、老朽化している施設や機器などから更新をする予定で、令和7年度は精華台小学校の炊飯器や冷蔵庫などを予定している。

防災食育センター管理運営事業については、施設全体の管理について債務負担行為を設定し、複数年契約での管理業務委託のための予算を計上している。

小中学校給食事業については、先ほど部長からも説明があったとおり、給食の1食当たり単価を10円増額計上しているほか、歳入となる教職員等からの給食費徴収額についても増額した単価で計上しており、同事業の財源の一部としている。

生涯学習課長

生涯学習課の予算では、令和8年度から原則として土日の部活動を行わないこととして進める、中学校文化部活動の地域展開に向けた実証事業、そして同じく運動部の部活動の地域展開に向けた実証事業として、令和7年度も実証事業を展開するため、令和6年度に引き続き予算を計上している。

また、図書等購入事業として、昨今の物価高騰のあおりを受けた書籍単価の値上がりや、子どもの読書環境整備5か年計画に基づく利用者参加型選書の取組を拡充するため、図書教材等購入費を802万円計上している。

文化財保護事業として、前回の教育委員会会議で報告したとおり、文化財保存活用地域計画を令和7年度に策定するため、引き続き計画策定の委託料あるいは計画書の印刷製本経費などを計上している。

また、体育施設等運営事業として、むくのきセンター等

体育施設の指定管理料を5,750万円計上している。令和6年度の指定管理料は4,700万円だったので、合計1,050万増額して計上している。指定管理料についてもこの間の物価高騰、あるいは人件費の高騰に対応するため、また、施設不良箇所の迅速な修繕につなげるための修繕料を確保するため700万円を増額し、令和8年度、9年度も700万円を増額することとし、債務負担行為として計上している。また、令和7年度はむくのきセンターの天井耐震改修工事を実施するため、令和7年10月から令和8年3月までの約半年間アリーナを閉鎖する必要が生じ、その間の指定管理料の減収補填として約350万円を計上することで、令和6年度と比較して合計1,050万円の増額となっている。

久保委員 スクールロイヤーは、例えば学校が弁護士に対して法的助言を求めるということだが、助言を受けるための条件はあるのか。

学校教育課長 特に明確な条件は設けていない。

川村教育長 いじめや不登校の事案を想定しているが、様々なケースで子どもや保護者の対応をしている中で、行った対応が学校として十分と言えるのか、学校の管理職も非常に不安になってくる。我々行政も学校を支えるが、いざ訴えられるかもしれないという事案が発生した際には、やはり法律の専門家の助言を受けられることは相当な安心感に繋がるので、非常に効果的だろうと思っている。

久保委員 それと関わって、例えば、学校と保護者、地域の人などの間に弁護士が入って直接やり取りをするということではなくて、あくまでも学校に対して助言するという理解でよいのか。

教育部長 中立的な見地から助言してもらうのが主旨であり、直接間に入って話をするというのではない。

久保委員 承知した。しかし、スクールロイヤーの委託料として計上している金額は気になっており、その年ごとに相談等の件数は異なると思うのだが、弁護士にとって十分な報酬額に

なっているのだろうか。

教育部長 現状、1年間の委託料の総額を決定するのではなく、時間当たりの単価契約を結んでいるので、確保した予算額を超えれば補正をお願いするか、あるいは既定予算内で流用を行うということになると思う。

麻生委員 外国語指導助手派遣委託についてだが、以前は精華町も外国語指導助手を直接任用していたが、コロナ禍をきっかけに派遣委託になったと聞いている。派遣業者は交流活動への参加のお願いなどが難しいので、必要な予算があまり変わらないのであれば元に戻してほしいと思っているが、可能性はあるか。また、学校現場からは意見が出ていないか。

学校教育課長 本件に関して学校から特に意見が出ていることはなく、現時点においては以前の形に戻すという検討はしていない。

麻生委員 私が今やっている国際交流活動に声をかけて参加してもらい、そこで地元の中学生や小学生との交流が始まったりという形で、木津川市や京田辺市に来られている先生とは様々な交流があるのだが、精華町の先生とはコンタクトが難しく、うまく交流できない状況になっている。

学校教育課長 派遣会社から来てもらっている外国語指導助手は小・中学校の英語講師として派遣されているので、麻生委員がおっしゃる国際交流活動への対応は難しい部分が多い。企画調整課に国際交流員が配置されているので、そちらとの役割分担、すみ分けをしながら事業を進めていくことになるのではないかと考えている。

教育部長 この派遣業務の導入には、令和元年まではずっとJETプログラムで紹介された方を任用していたが、途中で帰国してしまうということがあり、その後の穴埋めをどうするかということで、もう一度JETプログラムで紹介してほしいと京都府にも掛け合ったが年度途中では無理だと断られたため、苦肉の策として派遣事業を導入したという経過がある。

導入してみて何か支障があれば再検討しようと言ってい

たが、支障なく現在に至っているという状況なので、その点ご理解いただければ幸いです。

川村教育長 来年度予算としては既に固まっており、修正は難しいので、課題であればまたいずれ議論することとしたい。しかし、JETプログラムでは少し問題が起こったということもあるので、町長部局の国際交流員との役割分担などを少し研究してはどうかと思う。

そのほかでご意見はないか。

久保委員 新規事業となっている水泳指導の外部委託と体育館の空調整備は、内容的にはセットのものと思うが、最近では体感では実施できるように思えても、暑さ指数としては非常に高く実施できないということが出てきており、夏場における屋外での授業はプールも含めて成立しなくなりつつあるのではと思う。

そのような中で、この2つの新規事業は学校に非常に喜ばれると思うが、令和8年度以降の事業展開の見通しについて、例えば水泳指導については他校にも拡大していくのか、また、体育館の空調設備については何年計画で整備していくのかなど、今分かっている範囲で教えてほしい。

学校教育課長 水泳授業は、久保委員がおっしゃるように、課題としては、まず子どもたちの熱中症対策ということがあるが、それ以外にも、日々の水質管理にかかる教員の負担、子どもの安全見守りのために監視に入る教員の負担、施設の老朽化に伴い年々増加する修繕費の負担などの課題があり、外部委託によってそれらを解決することができるのではないかと考えている。近隣自治体の小・中学校では外部委託の導入が始まっていて、子どもたち、保護者、そして学校からも好評だと聞いているので、本町でも令和7年度にまず1校で導入してみて、うまく軌道に乗れば実施校を増やしていく展開も考えており、そうなれば、老朽具合によっては施設も修理をせずに外部委託の費用に充てるということも含めて、進めていく可能性があると思っている。

また、体育館の空調設備については、令和7年度の予算で小・中学校1校ずつ工事の設計に入る予定としており、こちらでも試行的な実施という意味合いが強いが、それ以降についてもあまり長い期間をかけるのではなくて、1年で複数校を実施して、短い期間のうちに早期完了できるようにしたいと考えている。ただし、先ほど説明したとおり、精華台小学校と精華西中学校はまだトイレ洋式化等工事が残っており、同じ学校の中で複数の工事現場を持つことは難しい面もあるため、そういった他の工事とも調整しながら計画を立てたいと考えている。

久保委員 事業全体で事業量などのバランスをとる必要はあるかと思うが、夏季の気温上昇は今後も続くだろうし、可能なかぎり早期実施に向けて努力してもらいたい。

川村教育長 体育館の空調整備は、令和8年度に2校、令和9年度と令和10年度に3校ずつ工事を実施するのが最速になると思うが、実施ペースについては、まず2校実施してからの検討になると思う。

松下委員 水泳指導の外部委託の関係だが、昨年6月と12月の総合教育会議において私から提案させてもらい、早速このように施策化していただいたことを、まずお礼申し上げたい。当該予算の額が357万3,000円となっており、1校分の予算ということで、施設管理の問題もあるので当然6学年分の委託料だと思うのだが、教育課程の学習指導要領の関係で、体育の授業の何%を水泳授業とするかは決まっているので、1学年あたり何日指導するかなど、どのような想定でこの額を算出したのか、もし分かれば教えてほしい。特に、事業者によって施設バスを所有しているところと、そうでないところで委託料は大きく異なると思うので、その点はどうか。

学校教育課長 学校からは小学校で各学年12時間の授業を持つことが理想で、天候によっては10時間になる年もあるとの情報を得ているが、これと同じ内容を、民間事業であれば5日間通っ

てもらえば指導できると言われている。実際、他自治体の先行事例でも小学校でおよそ5日ぐらい通う形で実施されているので、この5日を採用し、概算で委託料を算出した。

移動手段はバスになるが、近隣の事業者は施設バスを所有しているところが多く、逆に、所有されていない事業者との契約は難しいと思っている。

1時間程度の中身の濃い授業をしてもらい、移動時間と着替えの時間も考慮して、全体で3時間ぐらいのスケジュールになることを想定している。

松下委員がおっしゃるとおり、ある学年だけを対象にする訳にはいかないなので、やはり全学年を指導いただくという内容で進める必要があると思っている。

松 下 委 員

あわせて、移動時間によって指導時間の長さに影響が出る可能性があると思うので、近隣自治体がどのようなスケジュールを組まれているのかは分からないが、移動時間も十分考慮して、学校現場や事業者と連携をとって、必要な時間数を確保してほしい。

次に、給食事業の賄い材料費の関係で、以前、精華町が学校給食に地産地消で地元の食材を使っていこうとしたが、供給量の問題や価格の問題などでうまくいかなかったと聞いている。最近では高齢者が野菜を作っておられることも多く、安全に配慮した栽培方法をとられている方もおられるので、農政課や農業委員会などと連携しながら取り組むことができれば、高齢の農業者にもメリットがあるし、子どもたちにとっても食育の面で良い影響があるだろう。

まとまった供給量が必要になるが、改めて検討だけはしてもらえたらありがたいと思う。

学校教育課担当課長  
(防災食育センター長)

学校給食の地元産野菜や地産地消の関係で納入している食材についてだが、学校給食会から購入している米も、町内の米穀店から購入している米も、標準米より少し高額ではあるが全量を精華町産のものとしている。

また、地元産の野菜については、以前から農政課、J A、

地元の農家団体、学校教育課というメンバーで、こういった食材をどれだけ納入してもらえるのか、どこの農家団体から納入いただけるかを話し合う会議を毎月実施している。

農業者の事務的な負担を軽減するために、実際に使った食材の代金についてはJAが一括して請求し、農家団体などに振り分けてもらう作業をお願いしている。しかし、たくさん収穫できれば多く納入できるかという、配送をどうするかという問題があり、朝早く、給食の調理が始まる7時半ぐらいまでに各校へ納入いただく必要があるので、配送の一部はJAに委託しているのだが、配送が最大の課題になっている。

また、農薬使用量が少ない安全なものは洗いや、虫を除去する作業にとっても手間がかかるなど、調理スタッフが多い防災食育センターとは違い、少人数で対応している自校方式の小学校では給食の時間に間に合わないという問題もある。

そして、収穫量の向上にはやはり営農指導などが必要になるということで農政課も力を入れているが、なかなかうまくいってない部分もある。

このように、地元の食材をたくさん使用したいという希望と、これらの問題を解決することがせめぎ合っている現状であるが、それぞれの部署が知恵を出し合って、うまく地元産野菜などを活用できないか、今後も継続して検討していこうと考えている。

松 下 委 員  
学校教育課担当課長  
(防災食育センター長)

現状の使用状況はどの程度なのか。

毎月2、3回程度は使用している。使用する際にはいつどの献立に使用するかを、学校だよりやホームページなどで周知している。

高 岡 委 員

令和7年度に小・中学校のタブレットをリースで更新することだが、小学校はタブレットの初期化を業務委託で行い、中学校は生徒が行っていると以前説明があったが、今回のリース契約では、中学校の初期化に関してもリース代に含めるなど、何か変更点はあるのだろうか。

学校教育課長 一括更新時は新品であるため初期化の作業は発生しないが、その後のについても、セキュリティ等からどうしても専門業者に頼まなければならない作業は存在すると思うが、初期化に関しては中学3年生であれば十分作業が可能なので、それ自体も勉強という意味も込みで、学校にお願いすることになると思う。

麻生委員 むくのきセンターについて、施設の設置目的の効果的かつ効率的な達成を目指すところがあるが、現在、くるりんバスの運行がなくなって、非常に不便である。むくのきセンターで実施する事業を案内するときには、祝園駅から歩いて来てくださいとしか言えず、これまでは本数が少なく不便ではあったがくるりんバスの乗車時間を案内していたのだが、それもできなくなって悩んでいる。町として様々な人に関わってもらおうことを目指し、むくのきセンターの利用を促進するのであれば、子どもたちや車を持っていない方の交通手段について何か手立てを考えるべきではないか。

生涯学習課長 むくのきセンターに行く際の交通の便についてのご意見をいただくことは多い。昨年10月からくるりんバスの北ルートが廃止され、町北部はデマンド交通に切り替わった。この間、指定管理者と月に一度連絡調整会議において情報交換をしているのだが、この変更について、やはり決まった時間にバスが来るくるりんバスがよかったという意見があれば、逆に、デマンド交通は予約制のため自分が参加する講座の時間に合わせて予約できるので便利になったという意見もあり、なかなか全てを網羅する解決策にはなっていないのは課題として認識している。引き続き町の公共交通所管部署とも連携、協議はしていきたいと考えている。

麻生委員 くるりんバスのように町内を周回するのではなく、むくのきセンターと駅との間を定期的にピストンしてもらえると利用しやすいと思う。デマンド交通は仕組み上、主催者ではなく参加者自らが予約手続きをしなければならないので、町外の人にとっては敷居が高い。そのような点において、

来館者数を増やす努力が足りていないと感じるので、その行事のときだけでも何かの手立てを検討してほしい。

民間企業であれば交通の便が悪ければ悪いなりにもっと努力するはずである。

川村教育長　　そういった意味では、施設利用者が車で来場する想定になっている点は否めず、特に外国人や町外の方についてはあまり視野に入っていないかもしれない。この点で、これから施設の大規模改修を行う打越台グラウンドにも公共交通がないので、同じく課題と言えるだろう。

麻生委員　　何か方法はあると思うので、是非検討してほしい。

川村教育長　　本日の議題である予算から話題が外れてしまうので、この件については、また次の機会とさせていただきたい。

松下委員　　生涯学習関係で2点伺う。

1点目は、中学校部活動の地域展開に向けた実証事業について、先日、地域の小・中学生が京都廣学館高校で地域楽団の指導を受けているテレビニュースを見させてもらった。異年齢集団の中で自分の将来のことなどを話しながら活動することで良い刺激を受けているだろうと想像されるが、令和7年度予算案に計上されている文化部活動の145万5,000円、そして運動部活動の100万について、内容を教えてほしい。

2点目は、図書館の関係で、1つは、自習可能席について、日によって利用状況は違うようだが、利用時間に決まりがあって、時間の延長は一度までで再延長はできないと聞いている。できれば、スペースが不足するようであれば、来年度増やすことも検討してもらいたい。

もう1つは、雑誌の種類が充実していると感じているが、どのような購入状況で、関連する雑誌スポンサー制度の運用状況を聞きたい。

生涯学習課長　　部活動の地域展開のご質問について、まず、文化部145万5,000円、運動部100万円の事業費だが、基本的には委託先への委託料であり、文化部はけいはんなユースウイ

ンドオーケストラ、運動部は精華町スポーツ協会に委託している。

委託料の内訳は、指導に当たっていただく講師の謝礼と保険料が大半で、その他は活動に必要な消耗品の購入費などになる。なお、文化部については全体で145万5,000円のうちの100万円が委託料で、45万円は補助金となっており、委託事業者が全6期の活動で4回を1期の活動として、1期当たり5,000円の参加費を参加者に求めているが、その半額を補助することとしている。

生涯学習課担当課長  
(図書館長)

図書館の関係で、まず、雑誌については、今、年間で約200タイトル程度購入しているが、そのうち雑誌スポンサー制度によるスポンサーは、商工会等の会合の機会や、ホームページ等で制度のPRに努めているが、現状3企業にとどまっている。

また、自習可能席については、前回の会議でも説明したとおり1日当たり平均17人ぐらいの方が利用されている。状況に応じて自習可能席を増やせないかとのご意見だが、現在、机がある席数は約60席で、そのうち図書館資料を使った学習ができる閲覧専用席を16席、パソコン席を2席用意しており、残り42席のうち約半数の20席を自習可能席としている。残った約22席は雑誌や一般書等を読んでいただく席としており、そこが常時満席という訳ではないのだが、やはり全体のバランスを見て自習可能席を設置したという経過もあるので、今後の検討課題とさせていただきたい。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第4号 令和6年度精華町議会定例会3月会議提出議案に係る意見聴取  
について(令和6年度精華町一般会計補正予算(第11号))

教育部長 【提案説明】

教育費において3億1,869万円の増額補正を行うもの。10款教育費、2項小学校費、1学校管理費の小学

校管理運営事業として1億3,790万7,000円の増額を行い、また、3項 中学校費、1 学校管理費の中学校管理運営事業として1億4,578万3,000円の増額を行う。

小学校管理運営事業は、当初、令和7年度で実施を予定していた精華台小学校のトイレの洋式化、床の乾式化などの改修工事について、国の令和6年度補正予算において交付金が追加で予算化されたため、令和6年度に前倒しして交付金を獲得し、工事自体は令和7年度に繰り越して実施するものである。また、中学校管理運営事業についても同じ理由により精華西中学校のトイレ改修工事を前倒しして実施するものである。

歳入では、15款 国庫支出金、2項 国庫補助金、9 教育費国庫補助金、1 小学校費補助金の学校施設環境改善交付金として2,937万1,000円、また、2 中学校費補助金の同交付金として2,883万1,000円を追加で計上している。また、22款 町債、1項 町債、9 教育費、1 小学校債の小学校管理運営事業として1億840万円を、また、2 中学校債の中学校管理運営事業として1億1,680万円を追加で計上しており、これら交付金及び町債の2つの合計と2事業の事業費の差額については28万8,000円となるが、この差額分については一般財源から措置するものである。

また、令和7年度で予算執行ができるよう、事業予算の増額分全額を繰越明許費として追加計上する。

そして、地方債補正だが、歳入の町債で説明した補正前の限度額と補正後の限度額の差額について追加計上し、補正後の限度額として、小学校管理運営事業費が1億7,440万円、中学校管理運営事業が1億3,150万円である。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

## 教 育 部 長 【提案説明】

取得目的は令和 7 年度中学校教師用指導書の取得、設置場所は精華町立の 3 中学校、取得価格は 8 3 5 万 8 , 7 9 0 円、取得の相手方は京都市中京区中筋通夷川上る鉾田町 3 0 6 番地、京都府教科図書販売株式会社 代表取締役 新井慎平である。

取得内容は、令和 7 年度から使用する新採択教科書に対応する指導書 2 8 4 冊である。経過だが、教科書の発行に関する臨時措置法の規定により、教科書の発行会社は教科書を各学校に供給するまで発行の責任を負うものとされているが、発行会社自身が直接各学校に教科書を提供することは困難であるため、発行会社は都道府県を単位とする特約供給所と契約を締結し、さらに特約供給所は取次供給所、言わば地域の書店と契約をし、取次供給所から各学校に教科書を供給するシステムとなっている。

本町では、この教科書供給システムのうち取次供給所であった地域の書店が平成 2 7 年度に廃業されたことにより、京都府の特約供給所である京都府教科図書販売株式会社から直接教科書の取得をしている。

以上のことを踏まえ、教科書の発行に関する臨時措置法第 1 8 条の準用規定に基づき、指導書は地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により特約供給所である京都府教科図書販売株式会社から、随意契約により取得することとし、令和 7 年 1 月 2 0 日を期日として見積り徴取を実施したものである。

なお、教科書及び指導書は再販価格が設定されており、入札による価格競争が不可能であるため、定価による取得となっている。

納期は令和 7 年 4 月 7 日、見積り徴取業者は京都府教科図書販売株式会社 1 社、予定価格は 8 3 5 万 8 , 7 9 0 円（消費税及び地方消費税を含む）である。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 協議事項

令和7年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について

総括指導主事 【提案説明】

令和7年度精華町学校教育・社会教育指導の重点の案については1月の教育委員会会議において事務局から説明したとおりである。

松下委員からは、次期学習指導要領の改訂に向けた諮問を受け、中教審の動向を見ながら準備する必要性を感じるとのご意見をいただいた。また、久保委員からは、学習指導要領の改訂があるたびに、しなければならないという負担感だけが先行する進め方にならないよう注意する必要があるとのご意見をいただいた。また、川村教育長からは、「プロアクティブ」という文言の訳を常態的、先行的としているのは正しいか確認が必要との指摘をいただいた。

令和7年度の精華町指導の重点においては、1月の教育委員会会議での提案のとおり大きな変更は行わず、現行の充実を図ることに注力し、基本的には表現の修正など文言整理に留めつつ、松下委員、久保委員のご意見を踏まえて今後の中教審の動向を注視していきたいと考えている。

なお、「プロアクティブ」については、確認したところ先取りするという意味であり、常態的という意味は有さないもので、文章から削除する。

以上、委員の皆さんからご意見を賜りたい。

松下委員 1点目、「2 未来を生き抜く子どもの育成」の「(9) 健康教育・薬物乱用防止教育の充実」で、現行の文言は「身に付けさせるとともに」となっており、主体は教員、指導者側で、子どもに対してどのように指導をするか、どのような力を身につけさせるかという意味になるが、「身に付ける」に変更すると主体が子どもになる。そうすると続く「とともに」という文言がどこに係っているのか、または

単独なのかが問題となる。

この点について学習指導要領に同じような表現がないか確認してみたところ幾つかあり、「とともに」は基本的に一旦文章が切れている。よって、文脈から判断すると、この文章においては「身に付けさせるとともに」が正しい。

他にも、「(12) ICTの積極活用、プログラミング教育の推進」も「とともに」があるので、「身に付ける」ではなく「身に付けさせる」に修正しなければならない。

2点目、「5 教育の質を高める環境の整備」の「(3) 生涯学習講座の充実」で、元々は高齢の方を対象にした講座の充実という捉え方だったところを、成人の方全体に対して充実が必要なのではないかということで変更したはずだが、今回の案では成人という文言がなくなったことで対象が分かりにくくなっていると思うので、検討してほしい。

川村教育長 まず、この「身に付ける」を「身に付けさせる」にすべきではという点についてはどうか。

総括指導主事 事務局案と頂戴したご意見を比較して、しっかりと検討したいと思う。

川村教育長 次に、「文化講座」を「生涯学習講座」に変えた経緯についてはどうか。

生涯学習課長 松下委員のご意見のとおり、高齢者だけを対象にするのではなくて、幅広い世代に参加していただきたいという内容を込めて、成人あるいは高齢者という限定を取るように、令和7年度は、成人や高齢者を限定する記載を削除して「生涯学習講座」に変更したもの。

この点は、先般の社会教育委員会会議においても、高齢者だけではなく幅広い世代に対して講座を実施し、参加してもらうという方向性を確認したところである。

松下委員 この「生涯学習講座」は、どこから引用しているのか。

川村教育長 私としては、生涯学習課が提供している講座全体を指す名称として使用している文言という理解である。

松下委員 平日に講座を開催すると参加が高齢者ばかりで、その他の

成人は子ども連れのお母さんが僅かにおられるくらいで、ほとんど参加がない。しかし、土曜日、日曜日に開催すると他の世代の参加も増える。今後、開催日の設定を考えていく上で、町としての方向性を明確に打ち出すほうが良いと思う。修正にあたっての文章表現はお任せする。

高岡委員 「2 未来を生き抜く子どもの育成」の「(3) キャリア教育の推進」で、「志や夢をもって主体的に」という文章に「多様な」という文言が入って「多様な進路を主体的に切り拓く能力」となっているが、引用元である令和6年度の京都府教育委員会「人権教育を推進するために」では「多様な進路を主体的に選択できる能力」となっているので、できればこちらに合わせる方が良いのではと思うが、どうか。「多様な」が入ったことで「切り拓く」よりも「選択する」の方がしっくりくる感じを受ける。

総括指導主事 自分で切り拓いていくという語感の強さに主眼を置いた表現ではあったが、今のご意見をもとにもう一度検討したいと思う。

高岡委員 また、社会教育の指導の重点の「3 家庭・地域社会の教育力の向上」の「(4) 家庭の教育力の向上」で、個人的に気になったのが「P T A活動への参加の促進」という文章がずっと入っていることで、これを、P T A活動を充実させて参加しやすい環境づくりをする、といった表現に改めると、少し取り組みやすくなるのではと思うが、どうか。

総括指導主事 P T A活動については、今、各校で様々な見直しをしながら在り方を検討しているところなので、ご意見を参考にさせていただきたいと思う。

高岡委員 何か今、P T Aは強制的に参加させられるものというネガティブな印象が付いているので、先生方の新しい視点からの意見なども取り入れて、充実した参加しやすいものに変えていくことができれば、少し変わっていくのではないだろうか。

川村教育長 参加しやすい形のP T Aを創造することによって、活動の

充実を図る、という理解で良いか。

高岡委員 はい。できれば、PTAという組織が無くなってしまいうのではなく、細く長くもう少し続いてほしいという気持ちが個人的にはあるので、発言させてもらった。

久保委員 今回、また「プロアクティブ」という文言が登場したが、学校現場はよく分からない横文字が出てきたぞ、とアレルギー反応を起こすと思う。文章をよく読み込んでいけば、文言は新しくても別に新しいことを言っているわけではないと分かるのだが、直前の「成長を促す指導等」の「成長」とはどのような成長を指しているのだろうか、とおそらく現場は引っかかりを持つと思う。

この上に「共感的」という文言があるので、ここでいう「成長」は、つまり主体性を促す指導のことだと思う。また、その次の「発達支持的」は、自己有能感や自律性を促すことなのだろうと推測はする。しかし非常に漠然としていてストレートに入ってこないなので、こういった部分について、重点を示す側である我々が説明できなければならないと思う。

文言を改めなければならないとは思わないが、現場の理解が漠然としたままで終わらないようにという点だけお願いしておく。

総括指導主事 ご意見のとおり、しっかりと説明できるようにしていきたいと思う。

松下委員 そのとおりであるし、特に、変更点については、教育委員会として何がどう違うか説明することが必要と思う。

久保委員 要は、新しいものではなく、従来現場の先生方がやってきたことの中で効果的だったものに、もう一度フォーカスしてやっていこうということだと、現場が受け取ることができるような示し方となるようお願いしたい。

川村教育長 なお、「プロアクティブ」については、確認したところ常態的という意味はないので、京都府教育委員会に修正するよう申し入れている。

では、この指導の重点は、次回の教育委員会会議に議案

として提出予定なので、修正後の案でスムーズに議決ができるよう、もし追加でご意見があれば随時事務局に連絡いただくようお願いする。

## 学校給食関係例規の一部改正について

### 教 育 部 長 【提案説明】

令和6年度からの学校給食費の無償化及び公会計化に伴い制定した規則と要綱の一部改正の事務を進めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第6号に規定する町長の職務権限で、教育委員会の所掌に関する予算執行を含む内容であることから、あらかじめ教育委員会の意見を聴取するもの。

改正を予定する3つの規則等について、一括して説明させていただきます。

まず初めに、精華町学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する規則の一部を改正する規則（案）である。

変更の1点目は、この規則において1食当たりの単価を明確に定めていなかったため、第4条として新たに学校給食費の額の条を設ける。この1食当たりの単価については、現在精華町の学校給食では精華町学校給食委員会で決定した小学校270円、中学校320円で実施しているが、先ほどの令和7年度一般会計予算でも説明したとおり、食材料費の高騰が継続していることから、今後も適切な栄養摂取による児童生徒の健康増進を図るため、現行単価から10円ずつ増額した小学校280円、中学校330円と定めるものである。

2点目は、学校給食費の額に合わせて、教職員等から徴収する給食費の額も同様に280円、330円に改める。

そのほか、文言整理あるいは条の繰下げを行う。

附則として、この規則は令和7年4月1日から施行する。

続いて、特別支援学校学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）である。

この要綱は、特別支援学校に通学する児童生徒の保護者

に対して、町立小・中学校の学校給食の1食当たりの単価に喫食回数に乗じた額を上限に給食費の補助を行うものだが、その補助額の算定に用いる1食当たり単価を定めた別表や申請様式について、先ほどの規則改正の額と同様に、小学部280円、中学部330円に改める。

附則として、この要綱は令和7年4月1日から施行する。

続いて、学校給食弁当代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）である。

この要綱は、食物アレルギーにより学校給食を喫食できず、その代替として弁当を持参する児童生徒の保護者に対して、学校給食の1食当たり単価に弁当対応をした回数に乗じた額を上限に給食費の補助を行うものだが、その補助額の算定に用いる1食当たりの単価を定めた別表について、さきの規則改正の額と同額の小学校280円、中学校330円に改める。

附則として、この要綱は令和7年4月1日から施行する。

川村教育長 特に異議なければ、教育委員会としてこの内容で承認することとしたいが、いかがか。

（異議なしの声）

川村教育長 異議なしとして、事務を進めさせていただく。

#### （6）事務局からの諸報告

教育部長 1 令和7年度施政方針の概要について

資料「令和7年度施政方針」は、明日の町議会定例会3月会議で杉浦町長が表明される予定である。

国の内外の情勢、学研都市のまちづくりなど、町政を取り巻く情勢に対する基本認識について触れ、それらを踏まえつつ、公約実現に向けて4つの基本方針が掲げられている。特に、「未来をひらく教育と文化のまちづくり方針」では、町立小・中学校給食の完全無償化の継続や、学校施設の改修、タブレット端末の一斉更新、その他には防災受援

施設の整備に着手していく方針が打ち出されている。

そして、結びとして、令和7年度の予算編成状況は、一般会計予算の総額が183億7,000万円で、対前年度比約21億円、率にして12.9%の増額となっている。

また、資料「主な事業」については、議案第3号で説明したため説明は省略させていただくが、施政方針にある杉浦町政2期目の公約実現に向けた取組事業の記載をしているので、後ほど確認いただきたい。

#### 総括指導主事 1 生徒指導報告について

##### (1) 小学校

1月の問題事象はゼロ件。

不登校の児童数は23名。

##### (2) 中学校

1月の問題事象は1件。

金銭に関わるトラブルで、保護者を含め指導は終了している。

不登校の生徒数は57名。

不登校の人数については、長期休業明けに増える傾向は昨年同様に見られる。前月との比較で新たに3日以上欠席として報告があったのは小学校で6名、中学校で5名である。これまで欠席はあったものの日数としては少なかった児童生徒が、1月に入って少し欠席日数が増加している状況であり、各校ではスクールカウンセラーや心の居場所サポーター、別室対応指導員等が担任と連携して丁寧に取り組んでいる。

#### 総括指導主事 2 重災害事故報告について

1月の報告はゼロ件。

#### 総括指導主事 3 インフルエンザ等による学級閉鎖について

小学校で1校、1学級あった。なお、2月については精華南中学校で第1学年の学年閉鎖があったが、現在は平常通りの運営をしている。

生涯学習課長 1 行事の実施予定等について

1点目、精華町少年少女合唱団の活動について、3月2日に「復興支援コンサート Harmony for JAPAN 2025」に出演し、また、3月23日に定期演奏会・卒団式を開催するので、お時間があればお越しいただきたい。

2点目、精華町民文化賞・スポーツ賞の表彰式について、先日選考委員会を開催して、記載のと通りの団体、個人に対してジュニア文化賞、ジュニアスポーツ賞の決定を行ったところである。表彰式については3月24日に図書館の集会室で実施予定で、選考委員長として松下委員にも出席いただくので、よろしくお願ひしたい。

生涯学習課長 2 精華町子どもの読書環境整備5か年計画（第五次）（案）のパブリックコメントの実施結果について

令和6年12月20日から令和7年1月29日までの期間でパブリックコメントを行い、3名の方から合わせて13件の貴重なご意見を頂戴した。ご意見の内容については、行事の内容や開催回数の充実、多様な子どもたちが図書館を利用できる工夫などを希望するものが中心だった。今回のご意見、ご要望等については、計画案への内容というよりは、この計画案に基づいて今後5年間の運用で意識的に取り組んでいくものであると協議会で共通認識が図れたことから、これをもって完成版として進めていることを報告する。

なお、このパブリックコメントの結果及び計画の完成については、去る2月20日の社会教育委員会議で報告したほか、精華町議会定例会3月会議でも報告し、公表とさせていただきます。予定である。

生涯学習課担当課長 1 図書館の新サービス・変更点のお知らせについて

(図書館長) 町立図書館では、今年1月27日から2月6日にかけて、蔵書点検、図書館システムの更新を行い、これに伴って2月7日からマイナンバーカードでの貸出し、利用者登録、Web利用者カードでの利用、セルフ貸出機による貸出手続など新たに7つのサービスを開始している。役場にお越しの際はぜひ図書館を利用いただきたい。

### 【委員からのご意見】

松下委員 精華町民文化賞・スポーツ賞の表彰の関係で、例年表彰規程に沿って選考するのだが、今年は小・中学生ばかりになり、一般の方がなかった。選考委員会でも、もう少し広く一般の方にも受賞いただきたいという話が出たので、委員の皆さんにもアンテナを張っていただき、お住まいの近くでスポーツや文化に貢献されている方がおられたら、前もって生涯学習課長に情報提供してもらおうようお願いしたい。

### (7) 後援関係

1月から2月にかけて受け付けた教育委員会後援事業は、総数8件、学校教育課関係はゼロ件、生涯学習課関係が8件で、社会教育係の担当が7件、社会体育係の担当が1件となっている。

### (8) 3月の行事予定

先ほど生涯学習課長から報告させていただいたものを除き、主なものを紹介させていただく。

3月14日には町立中学校、3月19日には町立小学校において令和6年度の卒業式が開催される。また、小・中学校の修了式は3月24日となり、翌日からは春休み期間に入る。

また、3月22日には精華中学校でコミュニティ・スクールとしての取組である青春祭が開催される。

最後に、次回、第3回教育委員会会議は3月25日に開催を予定しており、その後引き続き任期満了により退任される高岡委員の退任式の開

催を予定しているので、ご予約いただくようお願いする。

(9) 閉会

教育長が第2回教育委員会会議の閉会を宣言。